

証券コード 5125

2023年9月12日

(電子提供措置の開始日 2023年9月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号

日本薬学会長井記念館6階

株式会社ファイズ

代表取締役社長 三輪幸将

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第5回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://e-tenki.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファイズ」又は「コード」に当社証券コード「5125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

### 記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時00分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号  
渋谷東口ビルTKPガーデンシティ渋谷 ホール4C（4階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第5期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

---

日 時

**2023年 9月28日 (木曜日)**  
午前10時30分 (受付開始午前10時00分)



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

---

行使期限

**2023年 9月27日 (水曜日)**  
午後6時入力完了分まで



**書面 (郵送) で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

---

行使期限

**2023年 9月27日 (水曜日)**  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日


投票日現在の所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

見本  
ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

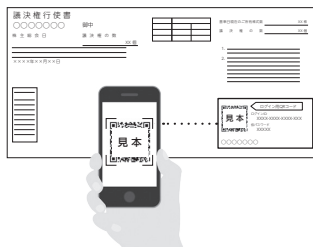
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和され経済回復が期待される一方、世界的に金融引締めが進む中で金融資本市場の変動や原材料価格の高騰等、景気下振れリスクが高まり、依然として先行きが不透明な状態が続いておりました。

しかしながら、当社の位置するDX市場は2030年に6兆5,195億円（注）に達する見込みとされる等、社会全体としてDXへの関心やニーズへの高まりが定着しつつあり、当社にとっては継続的に追い風の状況が続いているものと考えております。

このような環境下において当社は、「誰からも必要とされる会社になる」という経営理念のもと、主力サービスである「Videoクラウド」の販売に注力してまいりました。効果的な集客手段や求人方法などに課題意識を持った全国各地の中小企業事業者や個人事業主向けに、動画の視聴データを有効活用することで、「付加価値の向上」と「業務の効率化」の両輪から経営課題の改善をサポートし、企業のDX化を推進する事業活動を行ってまいりました。また、当事業年度末でのセールスコンサルタント人員は、前年同期比で17.3%増加し、163名となっております。また、社内制作の生産性が向上したことで、内製化率が引き続き高い水準で推移した結果、売上原価が抑制されております。これにより、当事業年度における各段階利益は、業績予想に対して順調な推移となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,913,096千円（前年同期比12.2%増）、営業利益は739,034千円（前年同期比24.9%増）、経常利益は743,469千円（前年同期比23.7%増）、当期純利益は510,027千円（前年同期比21.3%増）となりました。

（注）「2023 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」富士キメラ総研

#### ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は6,400千円であり、金沢営業所開設に伴う費用総額3,197千円、Videoクラウド撮影機材一式566千円を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年9月28日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、2022年9月27日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式250,000株発行により414,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2020年6月期)	第 3 期 (2021年6月期)	第 4 期 (2022年6月期)	第 5 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高 (千円)	1,937,641	2,199,730	2,595,390	2,913,096
経 常 利 益 (千円)	209,009	382,737	601,118	743,469
当 期 純 利 益 (千円)	129,810	256,939	420,316	510,027
1株当たり当期純利益 (円)	32.45	64.23	101.01	114.90
総 資 産 (千円)	1,090,617	1,397,558	1,478,371	2,386,263
純 資 産 (千円)	133,251	390,191	818,097	1,747,476
1株当たり純資産 (円)	33.27	97.51	192.95	384.91

(注) 当社は、2020年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割、2021年9月29日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月1日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

環境変化が激しいDX市場及び動画関連市場で、安定した成長と企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を対処すべき重要な課題と考え重点的に取り組んでまいります。

【安定収益基盤の確立】

現在も安定収益基盤の構築を推進しておりますが、今後はVideoクラウドのアカウント数を伸張させ、ストック型収益の拡大にも注力を行ってまいります。それにより収益ポートフォリオを充実させることで、更なる安定収益基盤の強化を図ってまいります。

### 【優秀な人材確保と育成】

当社は、今後も事業拡大を行うため、各分野での専門性の高い人材獲得のための中途採用のほか、積極的な新卒採用を継続的に行い、当社の経営理念に共感できる優秀な人材の採用を行ってまいります。特に、DXコンサルティングができる人材の確保、育成については重要であると認識しております。そのため、動画を積極的に活用したナレッジマネジメントの取り組みを行ってまいります。自社のイントラネット内に、営業のみならず顧客との打ち合わせや改善提案などの録音や録画を掲載し、ノウハウとして蓄積して人材育成用のコンテンツとして活用しております。さらには動画を使った研修を充実させることで、これまで言語化が難しかった暗黙知を形式知化し、ナレッジの蓄積につながるように努めてまいります。また、営業組織の強化や人材育成を目的としたセールスイネーブルメントを強化し、教育体制の整備に取り組んでおります。イネーブルメントを起点にナレッジの蓄積・共有、営業の標準化を進め、営業生産性を向上させてまいります。

### 【新規事業の拡充】

当社は、今後更なる顧客ニーズに対応するため、新規事業の拡充に注力してまいります。業務提携などによる他社とのアライアンスや自社における新規商材の立ち上げを推進することにより、中小企業のDX化を実現するためのソリューションの拡充を行ってまいります。

### 【内部管理体制の強化】

当社では、今後更なる事業拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が求められていくものと認識しております。このため、当社では、各分野に専門性を有した人員を配置し、社内管理体制の強化を図るとともに、業務プロセスなど内部統制の整備を行い、業務効率化及びリスク管理を図ってまいります。

### 【コンプライアンスと情報セキュリティの強化】

当社では、コンプライアンスの徹底並びに情報セキュリティ体制の確立と維持・強化が課題と捉えております。このため、当社はコンプライアンス管理規程に基づく各種ルールの徹底と機密データを安全に処理、保管するためのインフラ・システムの構築による対策を継続的に行っております。また、顧客企業に対しての説明責任の徹底を図るために営業管理規程を定め、各種社内研修を実施し、社員の理解を促しております。



#### (4) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業	事業内容
Videoクラウド事業	・動画配信プラットフォーム「Videoクラウド」 ・動画制作サービス ・DXコンサルティング
店舗クラウド事業	・予約プラットフォーム「TSUNAGU」

#### (5) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号 日本薬学会長井記念館6階
大阪営業所	大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3号 大阪駅前第3ビル24階
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番34号 太陽生命名古屋ビル7階
福岡営業所	福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号 福岡天神フコク生命ビル4階
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区北目町1番18号 ピースビル北目町9階
札幌営業所	北海道札幌市中央区北三条二丁目8番地 さっけんビル3階北
金沢営業所	石川県金沢市本町一丁目5番2号 リファール5階

#### (6) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
293名	28.4歳	2.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

#### (7) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

#### (8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年9月28日付で東京証券取引所グロース市場に新規上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,540,000株
- (3) 株主数 1,970名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三輪 幸将	2,141,500株	47.16%
白木 政宏	200,000株	4.40%
楽天証券株式会社	186,300株	4.10%
木下 圭一郎	134,000株	2.95%
ファインズ従業員持株会	94,141株	2.07%
武吉 広大	93,000株	2.04%
a u カブコム証券株式会社	78,400株	1.72%
岡三証券株式会社	72,500株	1.59%
J P モルガン証券株式会社	57,400株	1.26%
マネックス証券株式会社	39,353株	0.86%

### (5)その他株式に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年9月28日をもって同取引所グロース市場に上場いたしました。この株式上場にあたり行われた公募増資により、発行済株式の総数は250,000株増加しております。

また、第2回新株予約権の行使により36,000株、第3回新株予約権の行使により14,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
保 有 人 数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 1名
発 行 決 議 日	2020年6月29日	2021年6月29日
新 株 予 約 権 の 数	4 個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき 4,000株)	普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき 40株)
新株予約権の発行価額	-	-
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 32円 (注) 2	1株当たり 300円 (注) 2
権 利 行 使 期 間	2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月30日から 2031年6月29日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 1

(注) 1. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 2021年2月1日付で行った普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割、2021年11月1日付で行った普通株式1株につき普通株式40株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の額」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	三 輪 幸 将	
取 締 役	赤 池 直 樹	執行役員、経営管理本部長
取 締 役	市 野 澤 剛 士	市野澤法律事務所 株式会社ソルブレイン社外監査役 GMO OMAKASE株式会社社外監査役
取 締 役	白 木 政 宏	株式会社エヌディー代表取締役 株式会社ネクサス代表取締役 軒先株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	柳 谷 一 郎	
監 査 役	野 地 博 久	株式会社軽子坂パートナーズ 株式会社ジェノバ社外監査役
監 査 役	平 木 太 生	弁護士法人トライデント パートナー 株式会社ソーシャルインテリア社外監査役 株式会社加藤ゼミナール社外監査役

- (注) 1. 取締役市野澤剛士氏、白木政宏氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役野地博久氏、平木太生氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役野地博久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役平木太生氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

#### ①被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であります。

#### ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役及び取締役によって構成される指名・報酬委員会にて決定することとされており、報酬額は「役員報酬内規」に基づいて、会社の業績、業績への貢献度などが加味され、報酬委員会において協議のうえ取締役会にて決定されております。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	59,400千円 (8,100千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,750千円 (4,500千円)

(注) 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年9月29日であり、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は3名）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月30日であり、監査役の報酬の限度額を年額30,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決議しております。また、2022年9月29日株主総会において、当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年間 30,000 個を上限として決議しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役市野澤剛士氏は、市野澤法律事務所、株式会社ソルブレイン社外監査役、GMO OMAKASE株式会社社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役白木政宏氏は、株式会社エヌディー代表取締役、株式会社ネクサス代表取締役、軒先株式会社社外取締役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査役野地博久氏は、株式会社軽子坂パートナーズ、株式会社ジェノバ社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査役平木太生氏は、弁護士法人トライデント パートナー、株式会社ソーシャルインテリア社外監査役、株式会社加藤ゼミナール社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

(注) 記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 市野澤 剛士	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しております。また、主に法律、財務・会計等に関し、弁護士、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、期待された役割を十分に果たしております。
社外取締役 白木 政宏	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しております。また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、議案審議等において問題提起や有益な助言等を行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しており、期待された役割を十分に果たしております。
社外監査役 野地 博久	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査役会17回のすべてに出席しております。また、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 平木 太生	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査役会17回のすべてに出席しております。また、主に法律、財務・会計等に関し、弁護士、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2020年9月30日の取締役会において、当社の業務の適正性を確保するための体制・内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

#### 【業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築に対する基本方針】

#### 1. 取締役の職務の執行及び使用人が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス管理規程を制定し、体系的なコンプライアンス体制の構築を行う。
- ②取締役は、取締役会規程、取締役内規、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を制定・遵守し、当該規程等に準拠した職務執行を行い、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築する。
- ③コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を実施する。
- ④内部通報及び公益通報者保護規程を制定し、研修により社員への周知徹底を行い、会社組織の自浄作用を行う。
- ⑤監査役は、複数の社外監査役を選任し、取締役の職務執行の監査を行う。
- ⑥内部監査室は、業務執行部門から独立し、業務執行が法令定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑦当社は、2022年5月に過半数が独立社外役員により構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正化・透明化・客観化を図っている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令及び稟議規程、文書管理規程等に準拠し、適切に記録し、関連資料とともに定められた期間保存管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を制定し、想定される主要なリスクに対する管理責任者を特定し、規程に準拠したリスク管理体制の構築を推進する。
- ②商品事故や顧客情報漏洩等のリスクについては、コンプライアンス委員会、総務部及び法律事務所によるリスク対応体制を強化する。
- ③リスク管理責任者を社長とし、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。また、リスクが顕在化した場合には、迅速且つ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。



4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
  - ①取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、経営会議を開催する。
  - ②取締役会は、中期経営計画及び年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施する。
  - ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各取締役が職務権限規程に沿って職務を執行する。
  
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、取締役又は取締役会にその確保を求め、確保された使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
  
6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
  - ②当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
  
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ①取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
  - ②取締役または使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
  - ③監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
  - ②当社の取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて速やかに報告し、監査に対応する。
  - ③取締役は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整える。
  
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
  - ①当社では、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。
  - ②その整備として、総務部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対処規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」に基づく「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成し、監査役3名も出席した上で開催いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

# 貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,070,791</b>	<b>流動負債</b>	<b>638,787</b>
現金及び預金	1,737,173	買掛金	27,039
売掛金	263,384	未払金	29,338
仕掛品	11,915	未払費用	134,534
前払費用	63,296	未払法人税等	160,321
その他	737	未払消費税等	68,523
貸倒引当金	△5,716	契約負債	191,823
<b>固定資産</b>	<b>315,472</b>	預り金	14,383
<b>有形固定資産</b>	<b>16,245</b>	賞与引当金	12,810
建物附属設備	9,785	その他	13
工具、器具及び備品	6,460	<b>固定負債</b>	<b>-</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>118,783</b>	<b>負債合計</b>	<b>638,787</b>
のれん	109,437	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	745	<b>株主資本</b>	<b>1,747,476</b>
ソフトウェア仮勘定	8,520	<b>資本金</b>	<b>223,555</b>
商標権	80	<b>資本剰余金</b>	<b>213,555</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>180,443</b>	資本準備金	213,555
敷金	155,204	<b>利益剰余金</b>	<b>1,310,366</b>
破産更生債権等	9,547	その他利益剰余金	1,310,366
繰延税金資産	22,686	繰越利益剰余金	1,310,366
その他	2,553	<b>純資産合計</b>	<b>1,747,476</b>
貸倒引当金	△9,547	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,386,263</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,386,263</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,913,096
売上原価	473,864
売上総利益	2,439,231
販売費及び一般管理費	1,700,196
営業利益	739,034
営業外収益	
受取利息	13
受取補償金	12,581
その他の	916
合計	13,511
営業外費用	
支払利息	3
株式交付費	99
上場関連費用	8,948
その他の	25
合計	9,076
経常利益	743,469
税引前当期純利益	743,469
法人税、住民税及び事業税	230,201
法人税等調整額	3,240
当期純利益	510,027

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	13,879	3,879	3,879	800,339	800,339	818,097	818,097
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	209,676	209,676	209,676	-	-	419,352	419,352
当 期 純 利 益	-	-	-	510,027	510,027	510,027	510,027
当 期 変 動 額 合 計	209,676	209,676	209,676	510,027	510,027	929,379	929,379
当 期 末 残 高	223,555	213,555	213,555	1,310,366	1,310,366	1,747,476	1,747,476

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却する方法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産と、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 製品販売に係る収益

製品販売の主な内容は、動画制作、動画配信プラットフォームサービスの役務提供であります。

これらの販売については、顧客への引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受入金、または履行義務充足後、概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### (2) 保守、運用サービス等に係る収益

保守、運用サービス等の主な内容は、顧客との契約期間にわたり保守、運用サービス等を提供するものであります。

これらの提供は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、当該契約期間に応じて均等に、もしくはサービスの実績に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の売上取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

## 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれん

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 109,437千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は旧株式会社ファインズを子会社化し、取得の会計処理を行い、のれんを計上しております（なお、旧株式会社ファインズについては、2019年6月30日付をもって、当社に吸収合併したことにより消滅しております）。

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含むより大きな単位において事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。

当事業年度において、業績の進捗をモニタリングするとともに、来期以降の事業計画における営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが明らかにマイナスとなっていないかを確認することにより減損の兆候がないとの判断を行っています。

将来の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画は、各事業の契約数や契約の継続率及び解約率等といった経営者による仮定により算定されており、将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,524千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	4,240,000	300,000	—	4,540,000
合計	4,240,000	300,000	—	4,540,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式数の総数の増加300,000株は、上場に伴う公募増資による増加250,000株及び新株予約権の行使による増加50,000株によるものであります。

2. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 216,800株



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産（預金）で運用し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。

敷金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、1年以内の支払期日となっております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましても、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷 金	155,204千円	137,825千円	△17,379千円
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金（*2）	9,547 △9,547		
	—	—	—
資 産 計	155,204	137,825	△17,379

(\*) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

該当事項はありません。

#### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金	－千円	137,825千円	－千円	137,825千円
破 産 更 生 債 権 等	－	9,547	－	9,547
貸 倒 引 当 金	－	△9,547	－	△9,547

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 敷金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

##### 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,923千円
減価償却超過額	326千円
貸倒引当金	4,674千円
未払事業税	6,678千円
未払事業所税	841千円
その他	6,241千円
繰延税金資産合計	22,686千円

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	Videoクラウド事業	店舗クラウド事業	合計
売上高			
Videoクラウド	2,474,599	—	2,474,599
DXコンサルティング	334,517	—	334,517
店舗クラウド	—	103,978	103,978
顧客との契約から生じる収益	2,809,117	103,978	2,913,096

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔個別注記表 重要な会計方針に係る注記 5. 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	211,781	263,384
契約負債	245,044	191,823

契約負債は、サービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、198,079千円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。当該履行義務は主として保守、運用サービス等の提供に関するものです。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	208,627
1年超2年以内	169,736
2年超3年以内	156,960
3年超4年以内	123,808
4年超5年以内	62,074
5年超	27,201
合計	748,406

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 384円91銭
- 1株当たり当期純利益 114円90銭

## 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

2023年7月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要項

第4回新株予約権発行要項

## 1. 新株予約権の数

250個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年9月30日から2027年9月29日（ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。）とする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 2024年9月30日から2025年9月29日まで

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

(b) 2025年9月30日から2026年9月29日まで

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の2

(c) 2026年9月30日から2027年9月29日まで

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2023年7月31日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.

(3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 申込期日

2023年7月27日

#### 9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 17名 250個

以上

独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

株式会社ファインズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本	浩巳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田	宏	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファインズの2022年7月1日から2023年6月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月29日

株式会社ファインズ 監査役会  
常勤監査役 柳 谷 一 郎 ㊞  
社外監査役 野 地 博 久 ㊞  
社外監査役 平 木 太 生 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の経営効率向上のため、本店を移転することといたしました。  
 これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を変更するものであります。  
 なお、本変更は、第5回定時株主総会以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。  
 当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)                      第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附則 (新設)</p>	<p>(本店の所在地)                      第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附則 <u>(本則第3条の変更に係る効力発生日)</u></p> <p>第1条 本則第3条の変更は、<u>第5回定時株主総会以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	役職名	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	代表取締役 社長	みわ ゆきまさ 三輪 幸将 (1984年7月14日)	2008年6月 株式会社フリーセル (現 ブランディングテクノロジー株式会社) 入社 2011年4月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社 2015年6月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 常務取締役就任 2018年2月 アドメイク株式会社代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 代表取締役社長就任 2019年3月 株式会社エスピーシー (現 当社) 代表取締役社長就任 (現任)	2,141,500株
2	取締役 執行役員 経営管理 本部長	あかいけ なおき 赤池 直樹 (1987年11月15日)	2011年4月 株式会社ワイズビジョン (現 株式会社ytv Nextry) 入社 2013年10月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社 2020年10月 当社経営管理本部長 (現任) 2021年7月 当社執行役員 (現任) 2022年3月 当社取締役就任 (現任)	13,700株
3	取締役	いちのさわ つよし 市野澤 剛士 (1982年6月7日)	2004年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2014年12月 弁護士登録 小笠原六川国際総合法律事務所入所 2015年7月 半蔵門総合法律事務所 入所 2017年1月 市野澤法律事務所 入所 (現任) 2020年6月 株式会社ソルブレイン 社外監査役就任 (現任) 2022年3月 当社 社外取締役就任 (現任) 2023年3月 GMO OMAKASE株式会社社外監査役就任 (現任)	-

候補者 番号	役職名	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	取締役	し ら き ま さ ひろ 白木 政宏 (1963年4月12日)	1984年4月 大阪東芝家電販売株式会社入社 1990年6月 株式会社ネクサス（現 株式会社ジェイ・コミュニケ ーション）設立 代表取締役社長就任 1997年5月 株式会社エヌディー代表取締役就任（現任） 2005年6月 株式会社ネクサスミュージック代表取締役就任 2005年8月 株式会社ネクサス（現 株式会社ジェイ・コミュニケ ーション）代表取締役会長兼社長就任 2007年6月 株式会社音空代表取締役就任 2007年6月 SBIリアルマーケティング株式会社取締役就任 2008年2月 株式会社Golden Spoon Japan取締役就任 2009年6月 株式会社ネクサス代表取締役就任（現任） 2011年9月 株式会社KIZUNA取締役就任 2012年1月 株式会社ティーエスエー取締役就任 2012年1月 軒先株式会社社外取締役就任（現任） 2012年4月 株式会社SHホールディングス取締役就任 2012年10月 株式会社ヘリオス取締役就任 2014年6月 株式会社ファインズ （旧 株式会社ファインズ）取締役就任 2019年6月 当社社外取締役就任（現任）	200,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三輪幸将氏は、当社の大株主であり、会社法第2条第4号の2に定める親会社等ではありません。
3. 市野澤剛士氏及び白木政宏氏は、社外取締役候補者です。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割  
市野澤剛士氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士、公認会計士としての専門性があることから当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。  
白木政宏氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識があることから当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に資本的関係以外の関係はありません。
5. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 市野澤剛士氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年6ヶ月であります。
7. 白木政宏氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年3ヶ月であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補する内容であります。候補者が再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

#### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

#### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

##### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2021年9月29日開催の第3回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額6,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

##### 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

###### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、50個とする。

###### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は5,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である



株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値と割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり} \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2025年9月30日から2028年9月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

## 事前質問の受付について

第5回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

いただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会で採り上げさせていただく予定です。個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

非公開情報に関するご質問、金融商品取引法 第166条にある「重要事実」に該当する可能性のあるご質問等は回答できません。あらかじめご了承ください。

なお、このご質問により当社が取得する個人情報は、株主総会の質疑応答の運営上、必要な限りにおいて使用いたします。

URL又はQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、「事前質問受付フォーム」に入力してください。

(URL)

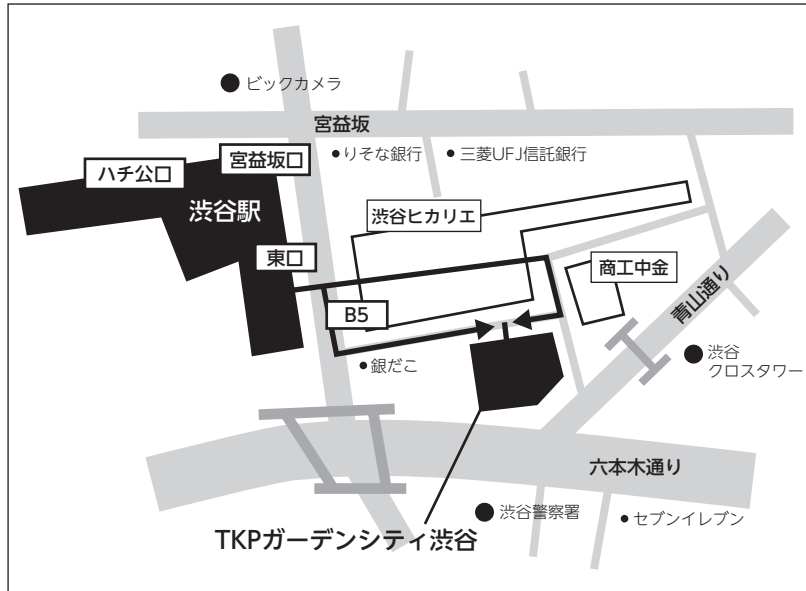
<https://e-tenki.co.jp/prequestion>

(QRコード)



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号  
渋谷東口ビルTKPガーデンシティ渋谷ホール4C（4階）



## 交通 渋谷駅

JR山手線	中央改札	徒歩 4分
JR埼京線	中央改札	徒歩 4分
JR湘南新宿ライン	中央改札	徒歩 4分
東京メトロ銀座線		徒歩 5分
東京メトロ半蔵門線	B5番出口	徒歩 5分
東京メトロ副都心線	B5番出口	徒歩 5分
東急東横線	B5番出口	徒歩 5分
東急田園都市線	B5番出口	徒歩 5分